

(京都西南部)

京都・長岡京跡 (3)

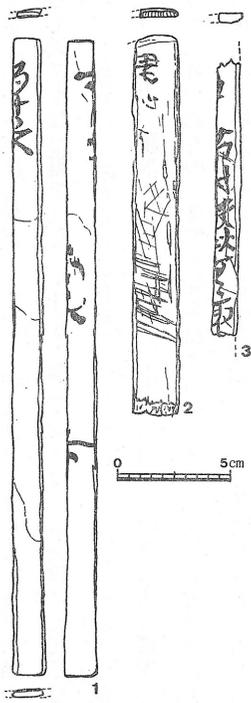
- 1 所在地 一 京都府長岡京市神足芝本、二 今里更ノ町
- 2 調査期間 一 一九九一年(平3) 四月～七月、二 一九九二年一月～四月
- 3 発掘機関 (財)長岡京市埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 一 岩崎 誠、二 山本輝雄
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 長岡京期(七八四～七九四年)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 - 一 左京六条一坊十町(左京第二六九次調査)

調査地は、長岡京六条条間小路に北接した東一坊坊間大路よりの宅地推定地である。木簡は、その宅地の南辺近くから検出した井戸SE二六九一七(木簡①②)と、宅地内溝SD二六九〇九(木簡③)から出土し、(1)(2)は井戸の埋土の中層から出土した。井戸から伴出した遺物には、須恵器や土師器(食器類や貯蔵・煮沸用)のほか、曲物・斎串・箸・檜扇などがある。また(3)の共伴遺物には、和同開珎・万年通宝や鉄製鍬先のほか、「得万呂」「万呂」「麻□」や記号等の墨書土器などがあり、他の同時期の遺構からは、和同開珎・万年通宝・神功開宝、金属製帯飾り(丸柄)などが出土している。

二 右京二条二坊十一町(右京第三八六次調査)

調査地は、阪急西向日駅の西方約九〇〇mに位置する水田で、長岡京の条坊復原によれば右京二条二坊十一町の西南部に相当する。調査面積は約五三三㎡である。付近には、弥生時代から古墳時代の集落跡として著名な今里遺跡や、奈良時代の官衙(乙訓園)に比定されている更ノ町遺跡が存在する。地形的には、小畑川が形成した標高二八m前後の氾濫原上に立地しており、北東には小畑川が南流し、また南側には坂川が暗渠となって東流している。

調査の結果、弥生時代、古墳時代、奈良時代、長岡京期の大きく四時期に区分される遺構・遺物を検出し、長岡京の様相はもとより今里遺跡の範囲が当地にまで拡大していることを確認できた。この



- (3) □ 石寸史□万呂取× (126)×(11)×5 081
- (1)は表裏に墨書がみられるが、縦に半截されており、文字の解読は困難である。上端は刀子により切り目を両面から施して折られており、下端は刀子により斜めに切り落とされている。
- (2) 柱目の曲物底板を幅2cmに加工して転用したもので、表裏に細い直線的な切傷もあり、木簡として用いられる以前にまな板として使われていた形跡もある。文字は薄くかすれた状態で、赤外線テレビでしか観察できない。以上の(1)(2)ともに、文意や用途は明らかでない。
- (3)は中央に何らかの文章があり、その最後の一字と、その下の割書の右の文字列の半分が読み取れる。木簡の上下と左約半分は欠損している。石寸姓については、延暦二年(七八三)の「伊勢国計会帳」に伊勢国鈴鹿郡散事石寸部豊足、養老五年(七二二)の「下総国

葛飾郡大嶋郷戸籍」に石寸部比米都賣、『新撰姓氏録』逸文には石寸村主がみえるが、史姓の石寸氏は未見である。

二 右京二条二坊十一町

- (1) 麻津郷庸米五斗
 戸主尾津公大足戸三斗
 戸主尾津公大成戸一斗
 戸主三川直弓足戸一斗

・「延暦十年九月廿六日

225×22×2 081

- (2) 「考所請飯卷升 黒 八月廿六日案主楊『守嶋』×
 (201)×29×2 019

- (3) 「考所黒飯卷升 □□□□ 九月五日案主楊守嶋□□
 275×29×2 011

- (4) 「○廿□□□□^{〔文カ〕}
 (136)×30×2 019

- (5) 「V□□□□V」
 85×15×4 031

- (6) ×□□□□前浦守戸V」
 □□□□家人子人調三斗」
 (122)×32×5 039

D 三三八六一二から出土した。
 (1)~(4)は土坑SK三八六〇三、(5)は溝SD三八六〇二、(6)は溝S

(1)は庸米の貢進物付札の完形品で、形態は長方形をした板目材の下端を尖らせたものである。墨痕は比較的明瞭で、表面には庸米の

斗量と三人の貢進者名が、裏面には年月日が記されている。俵詰めして貢進された庸米は衛士・仕丁・采女・女丁などの食糧に充てるほか、余分を役民の雇直及び食糧に用いることが規定されている(賦役令計帳条)。庸米一俵の斗量は、平城宮木簡などの例によれば五斗、五斗八升、六斗の三種類が知られており、また二人の貢進者名とその量を記す場合、それらを合せた荷物になっている例の多いことが狩野久氏によって指摘されている(「庸米付札について」『木簡研究』三三)。本木簡においては、三人の貢進者名と各々の貢輸量三斗、一斗、一斗を合せた五斗になっている。

麻津郷は、『和名類聚抄』によると参河国額田郡の所管になっており、『延喜式』でも参河国は庸米の輸貢国になっていることが知られる。尾津公氏は、正倉院文書(丹裏古文書)に尾津君阿久多と荒鷹の名がみえ、兩名が参河国額田郡麻津郷を本拠地としていることは、本木簡と共通するだけに興味深い。三川直氏は国名を冠する氏族であるが、詳細は不明である。

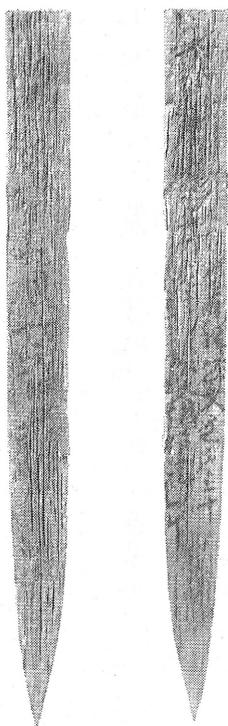
(2)(3)は、ともに短冊形を呈する飯の請求文書であり、(3)がほぼ完全形であるのに対して、(2)は下端部を失っている。これらは、幅、厚さともほぼ同じ寸法の柾目材を使用しており、端部も刀子で削り込んで調整している。また、文字の方向を逆にして重ねると、同じ所に径約五mm大の穿孔があり、この孔は木簡を束ねて紐綴りするたぬめものと考えられる。墨痕は全体に不鮮明であるが、書式は(2)が

「考所十請十飯卷升十日付十署名」、(3)が「考所十黒飯卷升十日付十署名」と若干異なり、(2)の「守嶋」は本文とは異筆と推察できるから自署であろう。ともに請求量と日付の間に文字が認められるものの、(3)の判読できない三文字は被給者名ないその職掌が記されているものと考えられ、「黒」は黒飯の注記であろう。

長岡京の太政官厨家跡においても考所からの請飯木簡が二点出土しており、今泉隆雄氏はその考所を太政官の考課事務を処理する所と推定されている(『長岡京木簡』一)。さらに、正倉院文書によれば、造東大寺司に「考文所」が設置されていたことが知られており(『大日本古文书』八卷六七頁、十一卷二三一〜二三三・五二二頁など)、これらの点を考慮すれば、(2)(3)は某官司の考課事務に従事した役人などの食事を請求したものと理解できる。ただし、考所の所属する官司名は特定できない。署名者の楊守嶋は渡来系の氏族で、案主とあるから考所の実務を担当した下級官人であろう。いずれにしても、長岡京では太政官以外の官司にも考文作成などに関わる考所が設置されていた可能性を示唆するものとして注目されよう。

(4)は、短冊形をした板目材の木簡で、上端中央に径約二mm大の穿孔がある。墨痕は不明瞭で、「廿」以外は断定しがたい。

(5)は、柾目材の上下両端に切り込みを入れた小形の物品付札と考えられる。下端は水平であるが、上端は左上から右下へ斜めに切断されており、裏面の上部は剥離している。切り込みはV字状に施さ



(1)

れ、切り込み部分には紐などを巻きつけた痕跡がある。表面には墨痕が認められたが、残念ながら判読できない。

(6)は上半部を欠失しているが、上下両端に切り込みを入れたと考えられる調の付札である。切り込みは台形状に施されており、両側辺は直線ではなくて弓なりに湾曲する特徴がある。二行に記された墨書は全体に不鮮明で、剥離により文字の欠落しているところがある。このため、書式の詳細は不明だが、郷名以下を割り書きしたものと考えられ、欠失部分に国郡名が記されているものと推察できる。また、調の物品名は記されていないものの、三斗とあるから塩であることはまちがいないであろう。

貢進者は、戸主名と戸口名を記している。前者は氏姓名を確定できないが、後者は三人人子人であろう。三人人氏は、若狭国の遠敷郡や三方郡に分布の中心があることが平城宮木簡などから知られ、若狭国の調塩は『延喜式』にもみえる。さらに、側辺が湾曲すると

いう形態的特徴などから、この木簡は若狭国のものと断定できる。

なお、木簡の积読にあたっては、京都産業大学の井上満郎氏のご協力により赤外線テレビを使用して確認し、京都大学の鎌田元一、向日市文化資料館の清水みき、(勅)京都府埋蔵文化財調査研究センターの土橋誠の各氏から多大なご教示を得た。

(一) 岩崎 誠、二 山本輝雄